

○豊島区請負工事成績評定要綱

平成20年4月1日

総務部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、総務部及び都市整備部が実施する請負工事並びに総務部が実施する請負工事検査に係る成績評定（以下「評定」という。）の結果をとりまとめるとともに、当該評定の結果についての説明手続等を規定し、もって工事施行の適正化と工事請負者の指導育成に資することを目的とする。

(評定基準・実施細目)

第2条 評定の対象となる工事、評定者等に関する評定基準（以下「基準」という。）及び評定の実施に関する実施細目（以下「実施細目」という。）については、次の定めるところによる。

区分	基準	実施細目
建築成績評定	豊島区建築等請負工事成績評定基準（平成19年10月31日施設管理部長決定。以下「建築成績評定基準」という。）	豊島区建築等請負工事成績評定基準実施細目（平成19年10月31日施設管理部長決定）
土木成績評定	豊島区土木等請負工事成績評定基準（平成19年10月31日土木部長決定。以下「土木成績評定基準」という。）	豊島区土木等請負工事成績評定基準実施細目（平成19年10月31日土木部長決定）
検査成績評定	豊島区請負工事検査成績評定基準（平成19年10月31日総務部長決定。以下「検査成績評定基準」という。）	豊島区請負工事検査成績評定基準実施細目（平成19年10月31日総務部長決定）

(総評定点の確定及び評定結果の通知)

第3条 契約管財課長は、建築成績評定基準第6条の規定により総括監督員（以下「建築総括監督員」という。）から報告を受けたとき、土木成績評定基準第6条の規定により総括監督員（以下「土木総括監督員」という。）から報告を受けたとき及び検査成績評定基準第6条の規定により検査員（以下「検査員」という。）から評定の結果の報告を受

けたときは、建築総括監督員、土木総括監督員及び検査員の評定をとりまとめた総評定点（以下「総評定点」という。）を確定しなければならない。この場合において契約管財課長は、必要があると認めるときは、建築総括監督員、土木総括監督員及び検査員から意見を聴取することができる。

- 2 総評定点の配分割合は、建築総括監督員又は土木総括監督員7割、検査員3割とする。
- 3 契約管財課長は、第1項の規定により総評定点が確定したときは、直ちに工事成績評定報告書（別記第1号様式）により、総務部長、総務部長及び都市整備部長に報告するとともに、当該評定の対象となった請負者へ工事成績評定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

（評定結果の説明・回答）

第4条 前条第3項の規定により通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に区長に対して評定の内容について工事成績評定に係る説明請求書（別記第3号様式）により説明を求めることができる。

- 2 区長は、前項の請求に対して工事成績評定に係る説明書（回答）（別記第4号様式）により回答するものとする。

（評定結果の再説明・回答）

第5条 前条第2項の規定により回答を受けた請負者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、区長に対して工事成績評定に係る再説明請求書（別記第5号様式）により再度説明を求めることができる。

- 2 区長は前項の請求及び前条1項の請求に基づき評定を修正する場合に対して必要があれば、工事成績評定審査調書により豊島区工事成績評定審査委員会に対し審査を求め、その意見を十分踏まえて工事成績評定に係る再説明書（回答）（別記第6号様式）により回答するものとする。

（工事成績評定審査委員会の設置）

第6条 前条第1項の再説明の求めに対して回答するため、豊島区工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、豊島区指名業者選定委員会設置要綱（昭和56年区長決裁）第3条に規定する委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、審査の事案に応じ、必要があると認めるときは、臨時委員を若干名置くことができる。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員会は、前条第2項の規定により提出された工事成績評価審査調査書に基づき、評価の適正について審査し、その意見を書面によって表示するものとする。

6 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(評価の修正)

第7条 契約管財課長は、第3条第3項の通知をした後、事故等により契約不適合が判明した場合、前条第5号による委員会の意見、又はその他の事由により当該評価を修正した場合には、直ちに工事成績評価報告書(修正)(別記第7号様式)により、当該結果を総務部長、総務部長及び都市整備部長に報告するとともに、当該評価の対象となった請負者へ工事成績評価修正通知書(別記第8号様式)により通知しなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、修正通知に対する説明請求及び回答にこれを準用する。

(優良工事の公告)

第8条 契約管財課長は、評価の結果、成績が優良とされた工事について、工事件名、請負者等を公表することができる。

(不良工事の勧告)

第9条 契約管財課長は、評価の結果、工事成績が不良又はやや不良とされた工事について、当該工事の請負者に対して不良工事勧告書(別記第9号様式)により通知するものとする。

2 区長は、前項により勧告を受けた請負者に対して豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成20年8月総務部長決定)に基づき停止措置を行うものとする。

(請負者の指導)

第10条 建築総括監督員、土木総括監督員及び検査員は、工事成績が不良とされた請負者を指導するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日以降に契約を締結する請負工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に竣工検査を行う請負工事に適用する。

総 務 部 長
様
担当部長

工事成績評定報告書

契約管財課長

工事成績評定について下記のとおり報告します。

工 事 件 名	
請 負 者 名	
業 種 名	
主任(監理)技術者 氏 名	
契 約 金 額	
変 更 契 約 金 額	
契 約 日	
完 了 年 月 日	
完 了 検 査 日	
総 括 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	所 属 部 課 氏 名
主 任 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	所 属 部 課 氏 名
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	所 属 部 課 氏 名
検 査 員 所 属 ・ 氏 名	所 属 部 課 氏 名
監 督 員 評 定 点	点
検 査 員 評 定 点	点
評 定 点 合 計	点
法 令 遵 守 等	点
総 評 定 点	点

※ 総評定点欄において、小数点以下を切り捨てて整数とする。

様

豊島区長

(公印省略)

工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、豊島区請負工事成績評定要綱に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

工事件名	
完了日	
業種名	
主任(監理) 技術者名	
成績評定	総評定点 点(項目別評定点は別表のとおり)

※ 参考

総評定点	80点以上	70点～79点	60点～69点	50点～59点	49点以下
評価	A	B	C	D	E
区分	優良	良好	普通	やや不良	不良

上記工事成績評定に疑問がある場合は、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。）に書面により、説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により回答します。なお、説明を求める場合の手続き等についての問合せ先は下記のとおりです。

問い合わせ先

豊島区総務部契約管財課検査担当係長

TEL 4566-2567

項目別評定点

評定項目・細目		評定点／満点	
1 基本的な技術力と成果の評価	施工体制	施工体制全般	点／5点
		配置技術者	点／5点
		対外調整	点／5点
	現場管理	安全衛生管理	点／10点
		工程管理	点／10点
	施工管理	施工管理	点／15点
		品質管理	点／15点
		出来ばえ	点／30点
	2 技術力の発揮		点／5点
3 創意工夫と熱意			
4 社会的貢献			
5 法令遵守等		(減点)	
総評定点		／100点	
備考			

※ 総評定点欄において小数点以下を切り捨て、整数としています。
 また、通常の評定は、1 基本的な技術力と成果の評価で評定されますので、2 技術力の発揮、
 3 創意工夫と熱意、4 社会的貢献については、評定されないことがあります。

年 月 日

豊島区長

様

請負者 住所
商号または名称
代表者氏名

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付で通知を受けた工事成績評定結果について、説明を求めます。

記

1. 工事件名
2. 工事成績評定に係る疑問の内容

（必要に応じて資料を添付して下さい。）

第 号
年 月 日

様

豊島区長
(公印省略)

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり
回答します。

記

1. 工 事 件 名
2. 疑問に対する回答

年 月 日

豊島区長

様

請負者 住所
商号または名称
代表者氏名

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付け第 号の回答について、再説明を求めます。

記

1. 工事件名
2. 工事成績評定に係る説明書(回答)に対する疑問の内容

(必要に応じて資料を添付して下さい。)

第 号
年 月 日

様

豊島区長
(公印省略)

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり
回答します。

記

1. 工 事 件 名
2. 疑問に対する回答

工事成績評定報告書（修正）

総務部長
様
担当部長

契約管財課長

工事成績評定の修正について下記のとおり報告します。

工 事 件 名	
請 負 者 名	
業 種 名	
主任(監理)技術者 氏 名	
契 約 金 額	
変 更 契 約 金 額	
契 約 日	
完 了 年 月 日	
完 了 検 査 日	
修正前総評定点合計	点
修正後総評定点合計	点
修正事由	

※総評定点欄において、小数点以下を切り捨てて整数とする

様

豊島区長

(公印省略)

工事成績評定修正通知書

貴社が施工した下記の工事について、豊島区請負工事成績評定要綱に基づき再評定した結果を下記のとおり通知します。

記

工事件名	
完了日	
業種名	
主任(監理) 技術者名	
成績評定	総評定点 点(項目別評定点は別表のとおり)

※ 参考

総評定点	80点以上	70点～79点	60点～69点	50点～59点	49点以下
評価	A	B	C	D	E
区分	優良	良好	普通	やや不良	不良

上記工事成績評定に疑問がある場合は、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。）に書面により、説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により回答します。なお、説明を求める場合の手続き等についての問合せ先は下記のとおりです。

問い合わせ先

豊島区総務部契約管財課検査担当係長

TEL 4566-2567

項目別評定点

評定項目・細目		評定点／満点		
1 基本的な技術力と成果の評価	施工体制	施工体制全般	点／5点	点／5点
		配置技術者	点／5点	点／5点
		対外調整	点／5点	点／5点
	現場管理	安全衛生管理	点／10点	点／10点
		工程管理	点／10点	点／10点
	施工管理	施工管理	点／15点	点／15点
		品質管理	点／15点	点／15点
		出来ばえ	点／30点	点／30点
	2 技術力の発揮		点／2点	点／5点
3 創意工夫と熱意		点／2点		
4 社会的貢献		点／1点		
5 法令遵守等		(減点)	(減点)	
総評定点		／100点	／100点	
備考				

※ 総評定点欄において小数点以下を切り捨て、整数としています。
 また、通常の評定は、1 基本的な技術力と成果の評価で評定されますので、2 技術力の発揮、
 3 創意工夫と熱意、4 社会的貢献については、評定されないことがあります。

様

豊島区長

(公印省略)

不良工事勧告書

下記の請負工事については、評定の結果、工事成績を(不良・やや不良)と評価しました。今後は注意を払い適切な工事を行うよう、豊島区請負工事成績評定要綱第9条第1項の規定に基づき、貴社に対して勧告します。

なお、不良工事の勧告により、別途一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止に関する停止措置については、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づき行います。

記

1. 契約番号
2. 工事件名
3. 工事場所